

気になる来年度税制

12月16日、与党の平成23年度税制改正大綱が公表されました。
 中小企業や病医院でお目にかかる内容を纏めました。特にポイントは※

<法人税関連>

- ・平成23年4月1日以降に開始する事業年度で法人実効税率の5%軽減
- ・公共職業安定所に雇用促進計画の届出をする法人で一定の要件を満たす場合、税額控除が可能

<所得税関連>

- ※・給与所得控除の見直し
 勤務で1500万円以上、役員報酬で2000万円に規制
- ・退職所得控除の見直し
 国家公務員の天下り対策
- ・成年扶養控除の見直し
 23歳以上70歳未満の扶養親族に一定の規制

<資産税関連>

- ※・相続税の基礎控除の大幅見直し
 $5000 \text{ 万円} + \text{法定相続人} \times 1000 \text{ 万円}$
 $\rightarrow 3000 \text{ 万円} + \text{法定相続人} \times 600 \text{ 万円}$
- ※・死亡保険金にかかる非課税限度額
 $500 \text{ 万円} \times \text{法定相続人}$
 算式は変わらないものの、法定相続人の要件に変更あり
- ※・税率構造の見直し

<その他>

- ・消費税の免税事業者
 資本金が1000万円未満の法人は、設立後2年間は免税も前事業年度の売上によって一定の規制

科目	内容	主たる変更
法人税	法人税率の軽減	平成23年4月1日以降開始の事業年度について、5%の実効税率が減少
	雇用促進税制の整備	昨今の雇用情勢の悪化を税制面からもバックアップするために創設。一定の要件を満たした従業員を雇用すると、雇用保険の一般被保険者数に20万円を乗じた金額の法人税額を控除する事が可能
所得税	給与所得控除の見直し	給与所得控除とは給与所得者の経費のようなもので、給与の多寡に依らず認められている制度。しかし、財源不足から高額所得者から財源を確保することに至る。1000万円以上の給与所得者(役員給与も同じ)で5%認められている。
	退職所得控除の見直し	国家公務員の天下りが、短い勤務期間で退職金を受領することに備える措置と言える
	成年扶養控除の見直し	扶養しなくてはならない成年は控除を認めることとし、そうでない者(フリーターなど)は、この制度から外そうというもの
資産税	相続税の基礎控除	相続税の課税対象者が増える
	死亡保険金の非課税限度額	法定相続人の要件に、生計を一にするなどが加わる
	税率構造の見直し	生前贈与について、親から子(20歳以上)へされるものについては緩く、それ以外で高額なものは高くという内容
その他	消費税	会社を設立して2年間は免税、これは無くなる?

税務レポート 2011.1.5号

税理士法人CFTパートナーズ

株式会社クラウン経営サポート

〒541-0051 大阪市中央区備後町3-4-8 フクエイビル6階

TEL: 06-6228-3345 FAX: 06-6228-3346

E-mail: mail@cft-partners.jp http://www.cft-partners.jp